

農業雇用条件改善推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、農業雇用条件改善推進事業実施要領（以下「要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び本要綱に基づき、予算の範囲内において、事業実施主体に対し補助金を交付するものとする。

(経費及び補助率)

第2条 前条に規定する事業の内容、対象経費及び補助金額は、別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、要領に規定する事業実施主体（法人にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 労働基準法、出入国管理法等の関係法令を遵守しない者

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、知事が

別に定める期日までに、農業雇用条件改善推進事業補助金交付申請書（別記様式第 1 号）正副 2 部を知事に提出するものとする。

（交付の条件）

第 4 条 規則第 5 条に規定する条件は、次のとおりとする。

- （1）事業の内容を変更（別表 2 に規定する重要な変更に限る。）する場合については、知事の承認を受けること。
- （2）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しその指示を受けること。
- （3）その他知事が必要と認める事項。

（承認の手続）

第 5 条 前条第 1 号に規定する承認を受けようとするときは、農業雇用条件改善推進事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第 2 号）正副 2 部を知事に提出しなければならない。

（遂行状況報告）

第 6 条 規則第 10 条の規定により事業の遂行状況を報告しようとするときは、知事が定める期日までの遂行状況について、知事が別に定める期日までに、農業雇用条件改善推進事業遂行状況報告書（別記様式第 3 号）正副 2 部を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 7 条 規則第 12 条の規定により事業の実績報告をしようとするときは、補助事業完了の日から起算して 30 日を経過した日、又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、農業雇用条件改善推進事業実績報告書（別記様式第 4 号）正副 2 部を知事に提出しなければならない。

（交付の請求）

第 8 条 規則第 15 条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、農業雇用条件改善推進事業補助金交付請求書（別記様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

（書類の経由）

第 9 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、所管する農業事務所長の長を経由するものとする。

（処分の制限）

第 10 条 規則第 21 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の規定により知事が定める財産は、それぞれ 1 件の取得価格（税込み）が 10 万円以上のものとする。

（暴力団密接関係者）

第 11 条 規則第 17 条第 1 項第 3 号の規定により知事が定める者は、第 2 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に該当する者（事業実施主体が法人の場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人）とする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 12 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 条 関係）

事業 区分	事業内容	補助対象 経費	補助 金額
1 雇用 条件の整備	次のア及びイのいずれか一方若しくは両方が整備されていない事業実施主体が行うア及びイの整備 ただし、ア又はイのいずれか一方が整備済みである事業実施主体については、未整備方のみを整備すればよいものとする。 ア 就業規則 イ 労働保険	—	20 万円 (定額)
2 雇用 条件等の改善	事業区分 1 のア及びイ両方の雇用条件が整備されている事業実施主体が専門家の助言を受けて行う次のア又はイのいずれか一方若しくは両方の改善 ただし、対象経費（専門家への支払経費（税抜き）及び作業環境の改善に係る経費（税抜き）の合計額が20万円以上となる場合に限る。 ア 就業規則 イ 作業環境	ア 専門家への支払経費 イ 作業環境の改善を目的とする物品の購入又は作業場の改修に要する経費	20 万円 (定額)

別表 2（第 4 条関係）

事業区分	重要な変更
1 雇用条件 の整備	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 雇用数の減少 （ただし、要領第 4 の 1 の（5）により算出する雇用者数が、 零又は負の値となる場合に限る）
2 雇用条件 等の改善	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 雇用数の減少 （ただし、要領第 4 の 1 の（5）により算出する雇用者数が、 零又は負の値となる場合に限る） 4 事業費の減少 （ただし、対象経費の合計額が 20 万円（税抜き）を下回る場合 に限る）

別記様式第1号（第3条関係） ※事業区分「1 雇用条件の整備」用

農業雇用条件改善推進事業補助金交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

事業実施主体住所

事業実施主体名

代表者氏名

下記のとおり農業雇用条件改善推進事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により補助金200,000円の交付を申請します。

記

1 事業内容

雇用条件の整備 ※実施する項目に☑を入れること。

☐ア 就業規則の整備

☐イ 労働保険の整備

（事業実施主体が法人の場合は、更に社会保険を整備すること）

2 経費の配分計画

事業区分	合 計 (A) + (B) 円	負担区分	
		県 費 (A) 円	自己負担 (B) 円
1 雇用条件の整備		200,000	

3 事業完了予定年月日

年 月 日

4 補助金の振込先

(1) 口座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 〇〇〇〇〇〇〇〇

(2) 口座名義人：〇〇〇〇（フリガナ）

5 添付書類

補助金振込先口座・口座名義人が確認できる書類

（金融機関発行の通帳の写し等）

別記様式第1号（第3条関係） ※事業区分「2 雇用条件等の改善」用

農業雇用条件改善推進事業補助金交付申請書

年 月 日

千葉県知事

様

事業実施主体住所

事業実施主体名

代表者氏名

下記のとおり農業雇用条件改善推進事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により補助金200,000円の交付を申請します。
記

1 事業内容

雇用条件等の改善 ※実施する項目に☑を入れること。

☐ア 就業規則の改善

☐イ 作業環境の改善

2 経費の内容

(1) 雇用条件等の改善

ア 専門家からの助言計画

専門家の属性	事業費（税抜き）
☐ 社会保険労務士、 ☐ 中小企業診断士 ☐ 普及指導員、 ☐ 農業協同組合の営農指導員 ☐ （株）日本政策金融公庫の農業経営アドバイザー ☐ 農業経営・就農サポート推進事業に基づき登録された専門家 ☐ その他（ ）	円

注）該当項目に☑を入れること

イ 作業環境の改善計画

物品の購入 作業場の改修区分	規格、 能力 等	単価 （税抜き）	事業量、 個数 等	事業費 （税抜き）
		円		円
		円		円
		円		円
合 計				円

(2) 経費の配分計画

事業区分	総事業費 (A) + (B)	負担区分	
		県 費 (A)	自己負担 (B)
2 雇用条件等の改善	円	円 200,000	円

3 事業完了予定年月日
年 月 日

4 補助金の振込先

(1) 口座 : ○○銀行○○支店 普通・当座 ○○○○○○○○

(2) 口座名義人 : ○○○○ (フリガナ)

5 添付書類

補助金振込先口座・口座名義人が確認できる書類
(金融機関発行の通帳の写し等)

別記様式第2号（第5条関係）

農業雇用条件改善推進事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様

事業実施主体住所

事業実施主体名

代表者氏名

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付決定のあった農業雇用条件改善推進事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 その他必要事項

別記様式第3号（第6条関係）

農業雇用条件改善推進事業遂行状況報告書

年 月 日

千葉県知事

様

事業実施主体住所

事業実施主体名

代表者氏名

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付決定のあった農業雇用
条件改善推進事業の 年 月 日現在の遂行状況を千葉県補助金等交付
規則第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業内容 ※（1）又は（2）の該当事項の□に☑を入れること。

☐（1）雇用条件の整備

☐ア 就業規則の整備

☐イ 労働保険の整備

（事業実施主体が法人の場合は、更に社会保険を整備すること）

☐（2）雇用条件等の改善

☐ア 就業規則の改善

☐イ 作業環境の改善

2 これまでに完了した事業

3 今後実施する事業

4 完了予定年月日

年 月 日

別記様式第 4 号（第 7 条関係）

農業雇用条件改善推進事業実績報告書

年 月 日

千葉県知事 様

事業実施主体住所
事業実施主体名
代表者氏名

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付決定のあった農業雇用条件改善推進事業について、下記のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則第 12 条の規定により報告します。

記

別添様式 1 及び別添様式 2 のとおり

農業雇用条件改善推進事業実績報告書

第1 実施した事業内容 ※1又は2の該当事項に☑を入れること。

□1 雇用条件の整備

□ア 就業規則の整備

□イ 労働保険の整備（事業実施主体が法人の場合は、更に社会保険を整備すること）

□2 雇用条件等の改善

□ア 就業規則の改善

□イ 作業環境の改善

第2 雇用実績

1 新たな雇用（本年度4月1日～3月31日に雇用開始）の実績

被雇用者の区分	人数	氏名	氏名	氏名
常雇い				
臨時雇い				
特定技能外国人				
外国人技能実習生				

※農福連携の取組の場合

作業内容	受託者（件）	実働日数（日）

注1）農福連携の取組について、同一日に2以上の農作業を行う場合、同一日に2以上の受託者が農作業を行う場合は、1日として実働日数をカウントする。

注2）営農に携わる障害者は、障害者雇用促進法の対象となる範囲の者とする。

2 雇用数の増加実績

被雇用者の区分	A	B	C	D	E	F
	設定ポイント	事業実施前年度実績 (前年度4月1日～3月31日)		事業実施年度計画 (本年度4月1日～3月31日)		雇用者数の増加 E-C
		雇用人数	ポイント B×A	雇用人数	ポイント D×A	
常雇い	5点／人	人	点	人	点	
臨時雇い	3点／人	人	点	人	点	
特定技能外国人	5点／人	人	点	人	点	
外国人技能実習生	4点／人	人	点	人	点	
農福連携	3点／31日	日	点	日	点	
合 計			点		点	点

←プラス値と
なること

注1) 被雇用者との間で雇用契約を締結している場合に限り、カウント対象とする。

注2) 特定技能外国人を派遣形式で受け入れる場合は、派遣会社との間で派遣契約を締結している場合に限り、カウント対象とする。

注3) 合計 (F 列の合計値) がプラス値となること (0 値やマイナス値とならないこと)。

注4) 「農福連携」：農福連携の福祉事業者等に農作業の一部等を委託し、事業実施主体の営農活動に障害者が携わる取組。

※第1の「1 雇用条件の整備」を実施した場合使用

第3 事業実施実績

1 雇用条件の整備の効果

--

2 雇用条件の整備の内容

※該当項目に☑を入れること

項 目	必須・任意の別	現状 (A) (事業実施前)	実施実績 (B) (事業実施後実績)	設定ポイント (C) (B列の☑項目を加算)
ア 就業規則の整備	必須	整備済□	新設□ 改善□	
就業規則に設ける項目 (加点ポイントとなるもの)				
① 通勤手当の支給	任意	整備済□	新設□ 改善□	1点
② 家族手当の支給		整備済□	新設□ 改善□	1点
③ 住宅手当の支給		整備済□	新設□ 改善□	1点
④ 役付・技能・資格手当の支給		整備済□	新設□ 改善□	1点
⑤ 割増賃金の支給 (時間外労働割増又は休日労働割増)		整備済□	新設□ 改善□	1点
⑥ 定期昇給の実施		整備済□	新設□ 改善□	1点
⑦ 賞与の支給		整備済□	新設□ 改善□	1点
⑧ 退職金の支給		整備済□	新設□ 改善□	1点
⑨ 作業着 (作業用品) の支給		整備済□	新設□ 改善□	1点
⑩ 健康診断の実施		整備済□	新設□ 改善□	1点
⑪ 安全衛生教育の実施		整備済□	新設□ 改善□	1点
			合 計	
イ 労働保険の整備				
労災保険	必須	整備済□	新設□	
雇用保険	必須 ^{注1}	整備済□	新設□	
健康保険	法人の場合必須	整備済□	新設□	
厚生年金保険		整備済□	新設□	

←第5の加点ポイントとなる

(注)B列で新設又は改善に☑した項目のみ加算すること

注1) 被雇用者全てが外国人技能実習生であって、その人数が5名未満である場合、労働保険のうち雇用保険へ加入しないことができる。

※第1の「1 雇用条件の整備」を実施した場合使用

第4 経費の配分実績

事業区分	合 計 (A) + (B)	負担区分	
		県 費 (A)	自己負担 (B)
1 雇用条件の整備	円	円 200,000	円

※第1の「2 雇用条件等の改善」を実施した場合使用

第3 事業実施実績

1 雇用条件等の改善の効果

--

2 専門家による助言実績

専門家の所属	所属名： TEL： 住 所： メール：
専門家の職・氏名	
専門家の属性 ※該当項目に☑を入ること	☐ 社会保険労務士、 ☐ 中小企業診断士、 ☐ 普及指導員、 ☐ 農業協同組合の営農指導員 ☐ (株)日本政策金融公庫の農業経営アドバイザー ☐ 農業経営・就農サポート推進事業に基づき登録された専門家 ☐ その他（ ）
助言を受けた時期	年 月 日（ ）
助言を受けた内容	
費用（税抜き）	円

3 専門家の確認欄

事業実施主体が農業雇用条件改善推進事業を実施するに当たり、上記「2 専門家による助言実績」に記載された内容のとおり、助言を行いました。

年 月 日

専門家の所属
住所
職・氏名

4 就業規則の改善実績 ※4は就業規則の改善を行った場合に記載

--

5 作業環境の改善実績 ※5及び6は、作業環境の改善を行った場合に記載

--

6 作業環境の改善に係る物品の購入等の実績

物品の購入、 作業場の改修の区分	規格、 能力 等	単価 (税抜き)	事業量、 個数 等	事業費 (税抜き)
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
合計(税抜き)				円

※第1の「2 雇用条件等の改善」を実施した場合使用

第4 経費の配分実績

事業区分	総事業費 (A)+(B)	負担区分	
		県 費(A)	自己負担 (B)
2 雇用条件等の改善	円	円 200,000	円

第5 事業完了年月日
年 月 日

第6 添付資料 ※実施計画書に添付したものは除く

- (1) 被雇用者全員分の雇用契約書（労働条件通知書）の写し
- (2) 新たな被雇用者の出勤簿（タイムカード）及び賃金支払明細書のそれぞれ3カ月分（雇用期間が3カ月未満の場合、全期間分）
- (3) 被雇用者名簿（別記様式第4号別添様式2）
- (4) 就業規則の写し（労働基準監督署の押印があるもの）
- (5) 労働保険（法人の場合は更に社会保険）の整備状況がわかる書類の写し（各窓口機関の押印があるもの）
- (6) 福祉事業所等への農作業委託による農福連携の取組を要件とする場合は作業日誌等
- (7) その他知事が必要と認める書類等

以降（8）～（10）は、第1の「2 雇用条件等の改善」行った場合提出すること

- (8) 支出証拠書類（請求書、領収書、納品書等）※内容の明細がわかるもの
- (9) 設計図、カタログ ※物品の購入や作業場の改修を行った場合
- (10) 写真 ※物品の購入や作業場の改修を行った場合、物品の写真や改修した箇所の改修前後の写真

被 雇 用 者 名 簿

No.	新たな 雇用※	被雇用者の区分	雇用期間 (雇用契約書から転記) 年 月 日 ～ 年 月 日	氏 名	備 考
1	☐				
2	☐				
3	☐				
4	☐				
5	☐				
6	☐				
7	☐				
8	☐				
9	☐				
10	☐				

※事業実施年度の4月1日～3月31日に雇用を開始した被雇用者が該当する。該当する場合☑を入れること。

注1) この名簿には、第2の「2 雇用数の増加実績」でカウントの対象となる被雇用者を全て記載する。

別記様式第5号（第8条関係）

農業雇用条件改善推進事業補助金交付請求書

年 月 日

千葉県知事 様

事業実施主体住所

事業実施主体名

代表者氏名

年 月 日付け 達第 号で額の確定のあった農業雇用条件改善推進事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金200,000円

（振込先）

口座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 〇〇〇〇〇〇〇〇

口座名義人：〇〇〇〇（フリガナ）